

平成30年定例会 9月定例会会議 請願(陳情)受理状況一覧表

区 分	総 数	採 択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分								
継続分	1				1			
計	1				1			

(請願)

(陳情)

受付番号	件 名	提 出 者	備 考
2	三重県議会の定数削減を求めることについて	[Redacted Name]	

(参考：今回の陳情の内容)

上記の件について、陳情書を提出する。

三重県議会は平成26年5月、平成15年から施行してきた定数51条例を改正し、実施は平成31年の三重県議会選挙からとしながらも、定数を45とする条例改正に至った。しかし、今年2月、議員提案議案で定数51案が出されて3月には可決され定数45条例に基づく選挙は一度も実施されることがなく、来年4月の三重県議会議員選挙は再び定数51の旧条例と同じ枠組みで実施されることになった。平成26年の改正に倣い、県南部でも三重県議会を見習って定数を削減した市議会などもあり、これでは県民並びに県内市議会への裏切りでしかない。事情はどうであれ、一度議決して県民にも平成31年から定数45で選挙を実施すると公にし、平成27年の三重県議会議員選挙を終えながら、平成31年の選挙が近づけば定数51に戻すなどは暴挙以外の何ものでもない。既に鳥羽市でも、三重県から約243項目の事務が移管されており、地域代表としての県会議員の必要性を疑問視せざるを得ない。

改革先進議会として名を馳せた三重県議会に置かれては、ぜひ改革の原点に立ち返り、一票の格差を1.6倍に改良しながら、あえて違法性の高い3.0倍にするような愚行への再考をお願いする。

受付番号	件名	提出者	備考
3	三重県議会の定数削減を求めることについて		

(参考：今回の陳情の内容)

貴議会は平成26年5月、平成15年からの定数51条例を改正し、定数を45とする条例改正に至った。しかし、今年3月22日、議提議案の定数51案を可決し、定数45条例による選挙は一度も実施されることなく、来年4月の県議選は旧条例と同じ定数51と選挙区で実施されることになった。

定数45から51に戻したことで、せっかく改善された1票の格差1.6倍は、違憲判決も出かねない3.0倍へと憂うべき事態を招こうとしている。議決責任を軽んじたことと、本来減らすべき県南部の定数を増やし、増やすべき県北部の定数を据え置くことは、県北部の議員として承服できるものではない。これでは南北間の感情的対立を煽り、南北分断論さえ起こりかねない。

また、財政厳しき折、定数を51から45に減らし、捻出される予定だった議員報酬など約5億円の節約が水泡にきする。この点への県民の非難の声は、私の選挙区でも多く耳にするところである。

何とぞ、再考賜るよう、願います。

受付番号	件名	提出者	備考
4	三重県議会議員の定数削減について		

(参考：今回の陳情の内容)

三重県議会は、平成26年(2014)に定数を6減じ、「定数45」とする条例を成立させたが、この定数でいちども三重県議会議員選挙を行うこともなく、また一票の格差を是正することもなく、そして十分な検討や県民への説明責任を果たさぬまま、定数を元の51に戻した。

名張市議会においては、定数20から2減じ18になった。しかし、三重県議会議員の定数を元に戻し、過大な議員報酬を持続させることは、県民感情を逆なでする憂慮すべき事態であると考えている。

十分に討議して決めたはずの定数削減を、自ら覆す暴挙は許しがたく、来年実施される予定の三重県議会議員選挙までに定数削減の再検討を行っていただきたく陳情する。

※ H30. 9. 7開催の議会運営委員会で協議済み

受付番号	件名	提出者	備考
1	三重県議会議員の定数削減について	[Redacted]	

(参考：今回の陳情の内容)

三重県議会は、平成26年（2014）に定数を6減じ、「定数45」とする条例を成立させたが、この定数で一度も三重県議会議員選挙を行うこともなく、また一票の格差を是正することもなく、そして十分な検討や県民への説明責任を果たさぬまま、定数を元の51に戻した。

津市自治会連合会が三重県自治会連合会を通じ、三重県に要望している事項についても財政的な理由で遅々として進まない状況のなかにあつて、三重県議会議員の定数を元に戻し、過大な議員報酬を持続させることは、県民感情を逆なでする憂慮すべき事態であると考えている。

十分に討議して決めたはずの定数削減を、自ら覆す暴挙は許しがたく、来年実施される予定の三重県議会議員選挙までに定数削減の再検討を行っていただきたく陳情する。